［略］		
第十三条第十項	第二項	附則第二項の規定により読み替えて適用する第二項
第十三条第十二項	第四項	附則第二項の規定により読み替えて適用する第四項

［項を削る。］

［同上］		
第十三条第十項	第二項	附則第五項の規定により読み替えて適用する第二項
第十三条第十二項	第四項	附則第五項の規定により読み替えて適用する第四項

（平成二十八年熊本地震に伴う貸付けに関する特例）

6　個人顧客が平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有する者（次項において「特例対象者」という。）である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、平成二十八年十月三十一日までの間は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条の二十三第一項第二号の二ハ	三月	六月
第十条の二十三第一項第四号ロ	事業計画、収支計画及び資金計画（この号に掲げる契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないものであるときは、当該個人顧客の営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況。以下同じ。）	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況
第十条の二十三第二項第二号の二ロ(2)	書面	書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けた当該費用の見積額を記載した書面
第十条の二十三第二項第四号ロ	事業計画、収支計画及び資金計画	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況
第十条の二十六第一項	一月	六月
第十条の二十八第一項第一号ハ	三月	六月
第十条の二十八第一項第三号ロ	事業計画、収支計画及び資金計画	営む事業の状況、収支の状況及び資金繰りの状況